



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.107

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904-905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <https://www.sr-kirin.jp/>
e-mail : kirin@sr-kirin.jp



2024年(令和6年)10月号

重要改正 要確認

令和6年度の地域別最低賃金の改定状況 —すべての都道府県で出揃う！

令和6年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が47都道府県中27県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された1,054円を上回る「1,055円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

★これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。気軽にご相談ください。



毎年、今年のポスターが誰になるか密かに楽しみにしていますが・・・

..... 令和6年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額()は前年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額()は前年度	発効年月日
北海道	1010円(960円)	令和6年10月1日	滋賀	1017円(967円)	令和6年10月1日
青森	953円(898円)	令和6年10月5日	京都	1058円(1008円)	令和6年10月1日
岩手	952円(893円)	令和6年10月27日	大阪	1114円(1064円)	令和6年10月1日
宮城	973円(923円)	令和6年10月1日	兵庫	1052円(1001円)	令和6年10月1日
秋田	951円(897円)	令和6年10月1日	奈良	986円(936円)	令和6年10月1日
山形	955円(900円)	令和6年10月19日	和歌山	980円(929円)	令和6年10月1日
福島	955円(900円)	令和6年10月5日	鳥取	957円(900円)	令和6年10月5日
茨城	1005円(953円)	令和6年10月1日	島根	962円(904円)	令和6年10月12日
栃木	1004円(954円)	令和6年10月1日	岡山	982円(932円)	令和6年10月2日
群馬	985円(935円)	令和6年10月4日	広島	1020円(970円)	令和6年10月1日
埼玉	1078円(1028円)	令和6年10月1日	山口	979円(928円)	令和6年10月1日
千葉	1076円(1026円)	令和6年10月1日	徳島	980円(896円)	令和6年11月1日
東京	1163円(1113円)	令和6年10月1日	香川	970円(918円)	令和6年10月2日
神奈川	1162円(1112円)	令和6年10月1日	愛媛	956円(897円)	令和6年10月13日
新潟	985円(931円)	令和6年10月1日	高知	952円(897円)	令和6年10月9日
富山	998円(948円)	令和6年10月1日	福岡	992円(941円)	令和6年10月5日
石川	984円(933円)	令和6年10月5日	佐賀	956円(900円)	令和6年10月17日
福井	984円(931円)	令和6年10月5日	長崎	953円(898円)	令和6年10月12日
山梨	988円(938円)	令和6年10月1日	熊本	952円(898円)	令和6年10月5日
長野	998円(948円)	令和6年10月1日	大分	954円(899円)	令和6年10月5日
岐阜	1001円(950円)	令和6年10月1日	宮崎	952円(897円)	令和6年10月5日
静岡	1034円(984円)	令和6年10月1日	鹿児島	953円(897円)	令和6年10月5日
愛知	1077円(1027円)	令和6年10月1日	沖縄	952円(896円)	令和6年10月9日
三重	1023円(973円)	令和6年10月1日	全国加重平均	1055円(1004円)	

★ 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

最低賃金の確認

最低賃金とは、各月の「1時間当たりの賃金」で確認します。時給の方は分かりやすいですが、月給の方や時給と月給の組み合わせの方は、少し注意が必要です。月給の中では、いくら払っても最低賃金を計算するときには除外しなくてはならない賃金がありますので、確認しておきましょう。

最低賃金除外賃金

- 1. 皆勤手当 2. 通勤手当 3. 家族手当



残業基礎から除外する賃金と、最低賃金から除外する賃金は、若干異なりますので混同しがちです。住宅手当は残業基礎には入りませんが、最賃基礎には入ります。家族手当が最賃に入られませんので要注意！！

・・・長くなりますが、是非ご一読ください ～最低賃金の今後の見通し～・・・

2015年に安倍元首相が2023年までに最低賃金を1000円以上にすると宣言しました。当時の全国平均は798円。私は「それは流石に無理でしょう」と思っていました。

ところが、2023年の最低賃金は、全国平均1004円。初の1000円超えを見事に達成しました。

岸田政権下では、2030年半ばに全国平均を1500円にすると行って、今年50円上げました。毎年50円ずつ上げていくと10年後の2030年半ばに1500円に達します。私は気付きました。本当にやるんだ...

現在、石破新総理は、2020年代に、全国平均1500円への引き上げを目指すと言明しています。これを実現するためには、来年は最低賃金が100円上がることになるかと予想出来ます。

5年後に最低賃金が1500円に上がると想定した場合、今の利益率を保持するためにはどうすべきか。

最低賃金が100円上がると、所定労働時間170時間の場合、月給17,000円上がることになります。

ながながと書いてしまいましたが、ずっと政府が言い続けている生産性向上が、いよいよ切羽詰まったものになってきたと実感します。同じ売上、同じ労働時間では、5年後に破綻を迎えてしまいます。

政府は、「人件費の価格転嫁」を唱えています。下請け法も強化されています。

もう猶予がありません。どのように収益を上げ、生産性を向上させていくか、今対策を取る必要があります。

政府は、ジョブ型人事を推奨し、職務ごとに要求されるスキルを明確化し、1人1人が自らのキャリアを選択するリスクリング(学び直し)を支援して、国民一人一人の能力の向上(生産性向上)を目指しています。

同時に、労働移動の円滑化を第3の柱として掲げ、適材適所へのリスタートを容易にしようとしているのでしょうか。今後、解雇規制の考え方も変わってくるのではないかと感じています。社労士の仕事も永遠に変化です。

人事戦略 きりん式成長支援システム 愛称「Gステップ」～GROW GOLL GIRAFFE～

人材をいかに有効に育て、どのように配置するかが、企業の醍醐味だと思います。職務分析、能力等級、評価制度、賃金制度、これらを一体的に捉えた人事戦略が、企業の健全な成長に必要不可欠と考えています。きりん式成長支援システムは、GROW GOLL GIRAFFEのGをとって、愛称「Gステップ」。中小企業に溶け込んだ、生きた人事制度の運用をお手伝いします。 来年4月スタート枠は残り2社になります。ご興味があれば是非ご連絡下さい。

きりん式成長支援システム/ 人は、自らの成長を 求めるもの

◆ジョセフ・マーフィーの名言◆

「不可能なことはない」と信じ続けなさい。そうすれば信じた通りの現実遭遇するだろう。

物事を成し遂げる為に、最初に重要なことは、自らが「絶対出来る」と思えることです。周りの人は「そんなの無理だ、無意味だ」と言いますが、自分は絶対出来ると思切ります。それが出来たら8割達成。あとはやるだけ。

最低賃金1000円説を初めて聞いたときは、私はご多分に漏れず「無理でしょう」と呟いていました笑

私事ですが、12年前に前十字靭帯を断裂して手術の話になりましたが、10年後くらいには注射一本で細胞が再生するようになると思っていて手術から逃げました。今まさに、その再生治療を受けているところです。

今月の名言は、マーフィーの法則でお馴染みの、アメリカの宗教家、ジョセフ・マーフィー氏の名言でした。